



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

○公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則（衛生薬務課）…………… 1

告 示

○県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）……………13

○都市計画事業の変更の認可（道路街路課）……………14

○道路の区域の変更・2件（道路管理課）……………14

○公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）……………15

公 告

○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（物品管理課）……………15

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（物品管理課）……………16

公安委員会事項

○沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域
レジャー提供業者の指定……………20

規 則

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第5号

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行細則（昭和47年沖縄県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

省令第1条の2第1項に規定する届書の様式は、第4号様式の2のとおりとする。

第1号様式中 「 氏 名 (法人にあつては、そ の名称代表者氏名) 」

年 月 日生 を 「 氏 名 」

年 月 日生 に 「 法人にあつては、その名称、 事務所所在地及び代表者の氏名 」

改め、「※」を削り、同様式備考を削る。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2（第5条関係）

年 月 日

保健所長 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

「 法人にあつては、その名称、 」

〔事務所所在地及び代表者の氏名〕

公衆浴場営業承継届書（譲渡用）

下記のとおり、譲渡による営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

浴場業を譲渡した者 (法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)	住 所	
	氏 名	
譲 渡 の 年 月 日	年 月 日	
営 業 施 設	名 称	
	所 在 地	

添付書類

1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

第5号様式、第7号様式及び第8号様式中「地位の承継をしたので」を「地位を承継したので」に改める。

第9号様式中 「氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）を
年 月 日生」

「氏名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名〕に、「の変更をしたので」を「を変更しましたので、」に改める。

第10号様式中 「氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）を
年 月 日生」

「氏名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名〕に、「公衆浴場の停止・廃止をしたので」を「公衆浴場を停止・廃止しましたので」に改める。

（旅館業法施行細則の一部改正）

第2条 旅館業法施行細則（昭和47年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

省令第1条の3第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（譲渡用）（第2号様式の2）とする。

第5条第2項中「法第3条の3」を「法第3条の4」に、「相続人の承認をした」を「営業者の地位の承継を承認した」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「法第3条の2」を「法第3条の3」に、「承継の承認をした」を「承継を承認した」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第3条の2第1項の規定により営業者の地位の承継を承認したときは、旅館業営業承継承認書（譲渡用）（第5号様式の2）を申請者に交付するものとする。

第1号様式中「※」を削り、同様式備考を削る。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2 (第4条関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

譲受人 住 所
氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、
事務所所在地及び代表者の氏名〕

譲渡人 住 所
氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、
事務所所在地及び代表者の氏名〕

旅館業営業承継承認申請書 (譲渡用)

下記のとおり、旅館業の営業を承継したいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

譲 渡 の 予 定 年 月 日	年 月 日	
営 業 施 設	名 称	
	所 在 地	
法第3条第2項各号に該当することの有無	有 (内容) ・ 無	

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し
第3号様式及び第3号様式の2中「第3条の2」を「第3条の3」に改める。
第4号様式中「第3条の3」を「第3条の4」に改める。
第5号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2 (第5条関係)

第 号

旅館業営業承継承認書 (譲渡用)

譲受人 住 所
氏 名

譲渡人 住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の2第1項の規定により下記のとおり承認する。

年 月 日

沖縄県知事

印

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 条 件 本承認の効力は、譲渡の効力発生を停止条件として生じる。

第6号様式中「第3条の2」を「第3条の3」に改める。

第7号様式中「第3条の3」を「第3条の4」に改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第3条 クリーニング業法施行細則(昭和47年沖縄県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第4項中「第2条の4」を「第2条の5」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第2条の3」を「第2条の4」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第2条の2」を「第2条の3」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第2条の2」を「第2条の3」に改め、同項を同条第2項とし、同条の第1項として次の1項を加える。

省令第2条の2第1項の規定による届出書は、クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継届(譲渡)(第3号様式の2の2)によるものとする。

第3号様式中

「
年 月 日
 沖縄県知事 殿
本籍
住所
氏名
年 月 日生
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者名)
 」

を
 「
年 月 日
 保健所長 殿
本籍
住所
氏名
年 月 日生
(法人にあっては、所在地、名称
及び代表者名)
 」

クリーニング所開設届

下記のとおり、クリーニング所を開設しますので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

「
 に改め、「※」を削り、同様式備考を削る。
 第3号様式の2中
 「
年 月 日
 沖縄県知事 殿
本 籍
住 所
 」

氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号

(法人の場合は、所在地、名称、代表者名及び電話番号)

を
「

年 月 日

保健所長 殿

本 籍
住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
電話番号

〔法人にあつては、所在地、
名称、代表者名及び電話番号〕

無店舗取次店営業届

下記のとおり、無店舗取次店を営業しますので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

「
に、
営業区域※
営業開始予定年月日
」を

「
営業区域
営業開始予定年月日 年 月 日
」に改め、

「※」を削り、同様式備考を削る。

第3号様式の2の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2の2 (第3条の2関係)

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名
年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

クリーニング所(無店舗取次店) 営業者地位承継届(譲渡)

下記のとおり、クリーニング所(無店舗取次店)の営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

営業を譲渡した者 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	住 所	
	氏 名	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
ク リ ー ニ ン グ 所	名 称	
	所 在 地	
無 店 舗 取 次 店	名 称	
	業務用車両の保管場所	
	業務用車両の自動車登録番号又は車両番号	

添付書類

1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

2 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名、無店舗取次店を営んでいるときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類

第3号様式の3中「クリーニング業法施行規則第2条の2」を「クリーニング業法第5条の3第2項」に、「※添付書類」を「添付書類」に改める。

第3号様式の5中「クリーニング業法施行規則第2条の3」を「クリーニング業法第5条の3第2項」に改める。

第3号様式の6中「クリーニング業法施行規則第2条の4」を「クリーニング業法第5条の3第2項」に改める。

第4号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に改める。

第5号様式を次のとおり改める。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

クリーニング所検査確認済証再交付申請書

下記のとおり、検査確認済証を破った（汚した、失った）ので、関係書類を添えて再交付を申請します。

記

クリーニング所の所在地	
クリーニング所の名称	
開 設 年 月 日	
検 査 確 認 済 証	年 月 日 第 号

再交付を必要とする理由

第6号様式中

「 クリーニング所（無店舗取次店）届出事項変更届
（廃 止） 年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 氏 名

営 業 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	年 月 日生

を
「 年 月 日

保健所長 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

〔法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名〕

クリーニング所（無店舗取次店）届出事項変更届
（廃 止）

下記のとおり、開設届出事項に変更を生じた（クリーニング所（無店舗取次店）を廃止した）の
で、クリーニング業法第5条第3項の規定により、届け出ます。

記

クリーニング所 （無店舗取次店）	所 在 地	
	名 称	

に改める。

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第4条 食品衛生法施行細則（昭和47年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第4条第4項」を「第5条第1項」に改める。

第10条中「第68条第1項」を「第67条の2第1項、第68条第1項」に改める。

（沖縄県興行場の基準等に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 沖縄県興行場の基準等に関する条例施行規則（昭和59年沖縄県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削り、同項第1号中「代表者の氏名」を「代表者の氏名）」に改め、同条第2項ただし書を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

（譲渡による営業者の地位の承継の届出）

第3条の2 法第2条の2第2項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した興行場営業承継届書（譲渡用）（第3号様式の2）を提出しなければなら

らない。

- (1) 届出者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 興行場営業を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (3) 譲渡の年月日
- (4) 興行場の名称及び所在地

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - (2) 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し
- 第6条中「前3条」を「前4条」に改める。

第1号様式中

興行場営業許可申請書		
沖縄県知事 殿	住所 申請者 氏名 年 月 日生	年 月 日
(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)		
次のとおり営業したいので、興行場法第2条第1項の規定により申請します。		

を

保健所長 殿	住所 申請者 氏名 年 月 日生	年 月 日
(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)		
興行場営業許可申請書		
興行場法第2条第1項の規定により、下記のとおり興行場の営業の許可を受けたいので申請します。		
記		

「添付書類

- 1 申請者が法人である場合にあつては、

に改め、「※」を削り、「添付書類：別紙のとおり」を

- 登記事項証明書
- 2 興行場の周囲100メートル以内の排水
び建物の状況を示す見取図
- 3 興行場の配置図、各階平面図及び観覧
席配置図
- 4 電気設備及び電線配置図
- 5 換気設備の構造概要
- 6 暖房又は冷房をする場合は、その構造
概要

に改め、同様式備考を削る。

第2号様式及び第3号様式中 「法人にあつては、その名
称及び主たる事務所の所
在地並びに代表者の氏名」 を

「法人にあつては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名」 に、「沖縄県知事」を「保健所長」に改める。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2（第3条の2関係）

年 月 日

保健所長 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

「法人にあつては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名」

興行場営業承継届書（譲渡用）

下記のとおり、譲渡による営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

興行場営業を譲渡した者 (法人にあつては、名称、 主たる事務所の所在地及び 代表者の氏名)	住 所	
	氏 名	
譲 渡 の 年 月 日	年 月 日	
営 業 施 設	名 称	
	所 在 地	

添付書類

1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款及び寄附行為の写し

第4号様式中「(第2条関係)」を「(第4条関係)」に、「沖縄県知事」を「保健所長」に、「地位の承継を」を「地位を承継」に改める。

第5号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に改める。

第6号様式及び第6号様式の2中「沖縄県知事」を「保健所長」に、「地位の承継を」を「地位を承継」に改める。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第6条関係）

保健所長 殿	年 月 日 住所 届出者 氏名 年 月 日生 〔法人にあつては、名称、主たる事 務所の所在地及び代表者の氏名〕
興行者営業許可申請・承継届書記載事項変更届 下記のとおり、興行場営業許可事項を変更しましたので、沖縄県興行場の基準等に関する条例第5条の規定により届け出ます。	
記	
興行場の名称	種別
興行場の所在地	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	
添付書類：構造設備の変更の場合は、新旧平面図	

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第6条関係）

保健所長 殿	年 月 日 住所 届出者 氏名 年 月 日生 〔法人にあつては、名称、主たる事 務所の所在地及び代表者の氏名〕
興行場営業停止・廃止届 下記のとおり、興行場営業を（一部・全部）停止・廃止しましたので、沖縄県興行場の基準等に関する条例第5条の規定により届け出ます。	
記	
興行場の名称	種別

興行場の所在地						
停止・廃止の理由						
停止・廃止年月日	停止	年	月	日から	廃止	年 月 日
		年	月	日まで		
添付書類：営業廃止の場合は、営業許可証						

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成4年沖縄県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のとおり改める。

第4号様式（第5条関係）

食鳥処理事業者地位承継届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者の氏名

食鳥処理業者の地位を承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 地位を承継した年月日
- 2 食鳥処理場の名称及び所在地
- 3 承継の理由 譲渡・相続・合併・分割
- 4 添付書類
 - (1) 地位を承継した事実を証する書面
 - (2) 食鳥処理事業許可証

(理容師法施行細則の一部改正)

第7条 理容師法施行細則（平成10年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

施行規則第20条の2第1項の届出は、理容所開設者地位承継（譲渡）届（第3号様式の2）を提出して行わなければならない。

第1号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に、「主たる事務所の所在地」を「所在地」に改め、「※」を削り、同様式備考を削る。

第3号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に、「主たる事務所の所在地」を「所在地」に改める。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2（第5条関係）

年 月 日

保健所長 殿

住 所
氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

理容所開設者地位承継（譲渡）届

下記のとおり、理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

営業を譲渡した者 (法人にあつては、その 名称、主たる事務所の所 在地及び代表者の氏名)	住 所	
	氏 名	
譲 渡 の 年 月 日	年 月 日	
理 容 所	名 称	
	所 在 地	

添付書類

1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

2 外国人が届出をする場合にあつては、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）

第4号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に、「理容師法施行規則第21条第1項」を「理容師法第11条の3第2項」に改める。

第6号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に、「理容師法施行規則第22条第1項」を「理容師法第11条の3第2項」に改める。

第7号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に、「理容師法施行規則第22条の2第1項」を「理容師法第11条の3第2項」に改める。

第8号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に、「主たる事務所の所在地」を「所在地」に改める。

第10号様式及び第11号様式中「主たる事務所の所在地」を「所在地」に改める。

（美容師法施行細則の一部改正）

第8条 美容師法施行細則（平成10年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

施行規則第20条の2第1項の届出は、美容所開設者地位承継（譲渡）届（第3号様式の2）を提出して行わなければならない。

第1号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に、「主たる事務所の所在地」を「所在地」に改め、「※」を削り、同様式備考を削る。

第3号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に、「主たる事務所の所在地」を「所在地」に改める。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2（第5条関係）

年 月 日

保健所長 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

美容所開設者地位承継（譲渡）届

下記のとおり、美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、関

係書類を添えて届け出ます。

記

営業を譲渡した者 (法人にあつては、その 名称、主たる事務所の所 在地及び代表者の氏名)	住 所	
	氏 名	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
美 容 所	名 称	
	所 在 地	

添付書類

1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

2 外国人が届出をする場合にあつては、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）

第4号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に、「美容師法施行規則第21条第1項」を「美容師法第12条の2第2項」に改める。

第6号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に、「美容師法施行規則第22条第1項」を「美容師法第12条の2第2項」に改める。

第7号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に、「美容師法施行規則第22条の2第1項」を「美容師法第12条の2第2項」に改める。

第8号様式中「沖縄県知事」を「保健所長」に、「主たる事務所の所在地」を「所在地」に改める。

第10号様式及び第11号様式中「主たる事務所の所在地」を「所在地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第98号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第15条第2項に規定する徴収金の収納の事務を委託した。

令和6年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1(1) 委託した収納事務 直営店舗又は加盟店舗における県税に係る徴収金の収納事務

(2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社ファミリーマート	東京都芝浦三丁目1番21号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
L I N E P a y株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号

ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号

(3) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- 2(1) 委託した収納事務 1に掲げる受託者が収納した県税に係る徴収金及びその収納情報を取りまとめる事務並びに当該徴収金を指定金融機関等に払い込む事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(3) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

沖縄県告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成22年沖縄県告示第56号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 西原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・西5号東崎兼久線
- 3 事業施行期間 平成22年2月5日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和6年3月22日から同年4月4日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦添西原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	西原町字小波津前原511番1から西原町字嘉手苜儀間134番20まで	23.8m ～ 40.6m	807.4m

新	西原町字小波津前原511番1から 西原町字嘉手苜儀間134番20まで	23.8m ~ 40.6m	807.4m
---	---------------------------------------	---------------	--------

沖縄県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和6年3月22日から同年4月4日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 62号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市字小禄784番1から 那覇市字小禄785番まで	14.5m ~ 34.6m	29.2m
新	那覇市字小禄784番1から 那覇市字小禄785番まで	14.5m ~ 29.0m	29.2m

沖縄県告示第102号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 恩納村字恩納地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和5年6月20日から令和6年1月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 電動車
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
 - (2) 営業年数が令和6年3月1日現在において3年以上であること。
 - (3) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (4) 従業員の数が5人以上であること。
 - (5) 車両の売買に関し、過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との契約実績を有していること。
 - (6) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び労働保険をいう。以下同じ。）に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のい

ずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

(2) 4(1)の書類に虚偽の事実を記載した者

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日直前の直近1年間の消費税及び地方消費税並びに都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類

カ 車両の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

キ 社会保険等に加入していることが確認できる書類

ク その他知事が必要と認める書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県出納事務局物品管理課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2148

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和6年4月5日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和7年3月31日（月曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する電動車に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付

するので、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 プラグインハイブリット自動車（四輪駆動車） 19台
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 仕様書による。
- (4) 納入の場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和6年3月22日付け沖縄県公報定期第5202号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による電動車に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 納入しようとする車両の性能等証明書並びに納入先近郊において点検整備等を実施する体制及び修理等を適切に実施できる体制が構築されていることを証する書類を令和6年4月5日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、仕様書に示す契約内容が履行できることを証明した者
 - ウ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないことを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和6年4月5日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県出納事務局物品管理課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2148

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和6年4月5日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページ

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年5月7日（火曜日）午前10時00分
- (2) 場所 沖縄県出納事務局物品管理課

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (4) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (5) 入札条件に違反した入札
- (6) 連合その他不正の行為があった入札
- (7) 入札書が提出期限を過ぎて到着した入札
- (8) 郵便入札用封筒に記載された入札件名又は商号等と、同封された入札書の入札件名又は商号等が異なる入札
- (9) 入札書を封入した封筒について、封がされていない、又は封印の印影が入札書の印影と異なる封筒による入札

- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和6年4月5日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページからダウンロードすること。
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県出納事務局物品管理課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 当該入札公告は、令和6年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和6年5月1日（水曜日）午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Plug-in Hybrid Vehicle (four wheel drive vehicles) 19 units
- (2) DATE OF BIDS
10:00 a.m. May 7, 2024
- (3) POINT OF CONTACT
Property Management Division, Treasury Office, Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa 900-8570 Japan
Telephone: 098-866-2148

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 電気自動車 22台
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 仕様書による。
- (4) 納入の場所 仕様書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和6年3月22日付け沖縄県公報定期第5202号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による電動車に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 納入しようとする車両の性能等証明書並びに納入先近郊において点検整備等を実施する体制及び修理等を適切に実施できる体制が構築されていることを証する書類を令和6年4月5日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、仕様書に示す契約内容が履行できることを証明した者
 - ウ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないことを証明した者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和6年4月5日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県出納事務局物品管理課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2148
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和6年4月5日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページ
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和6年5月7日（火曜日）午前11時00分
 - (2) 場所 沖縄県出納事務局物品管理課
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (4) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (5) 入札条件に違反した入札
 - (6) 連合その他不正の行為があった入札
 - (7) 入札書が提出期限を過ぎて到着した入札
 - (8) 郵便入札用封筒に記載された入札件名又は商号等と、同封された入札書の入札件名又は商号等が異なる入札
 - (9) 入札書を封入した封筒について、封がされていない、又は封印の印影が入札書の印影と異なる封筒による入札
 - (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和6年4月5日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページからダウンロードすること。
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落

札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県出納事務局物品管理課
 (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
 (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 当該入札公告は、令和6年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
 (2) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 ア 期限 令和6年5月1日(水曜日)午後5時
 イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 (4) 最低制限価格 設定しない。
 (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Articles to be purchased and quantity
 Electric Vehicle 22 units
 (2) DATE OF BIDS
 11:00 a.m. May 7, 2024
 (3) POINT OF CONTACT
 Property Management Division, Treasury Office, Okinawa Prefectural Government
 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa 900-8570 Japan
 Telephone: 098-866-2148

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第33号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和6年3月22日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	オクマビーチ	株式会社ケン・ホテルマネジメントオクマ (代表取締役) 佐藤健人	令和5年12月26日から 令和6年12月25日まで
	かりゆしビーチ	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役) 上間信作	令和6年2月2日から 令和7年2月1日まで
プレジャーボート提供業	株式会社ケン・ホテルマネジメントオクマ	株式会社ケン・ホテルマネジメントオクマ (代表取締役) 佐藤健人	令和5年12月26日から 令和6年12月25日まで

	HB marine okinawa	合同会社HB (代表社員) 名嘉秀文	令和6年1月17日から 令和7年1月16日まで
	マリクラブベリー 那覇店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	令和6年1月31日から 令和7年1月30日まで
	北谷海人の会	有限会社北谷海人の会 (代表取締役) 座喜味盛和	令和6年2月2日から 令和7年2月1日まで
	リーフリゾートかり ゆし	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役) 上間信作	同上
潜水業	株式会社ケン・ホテル マネジメントオク マ	株式会社ケン・ホテルマネジメントオク マ (代表取締役) 佐藤健人	令和5年12月26日から 令和6年12月25日まで
	マリクラブベリー 那覇店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	令和6年1月31日から 令和7年1月30日まで
	マリンハウスシー サー那覇店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上
	DUNK DIVI NG ENTERT AINMENT	有限会社服部 (取締役) 服部頼正	同上
	マリンスター	有限会社服部 (取締役) 服部頼正	同上
	株式会社アークダイ ブ	株式会社アークダイブ (代表取締役) 白川一	同上
	リーフリゾートかり ゆし	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役) 上間信作	令和6年2月2日から 令和7年2月1日まで
スノーケリン グ業	株式会社ケン・ホテル マネジメントオク マ	株式会社ケン・ホテルマネジメントオク マ (代表取締役) 佐藤健人	令和5年12月26日から 令和6年12月25日まで
	マリクラブベリー 那覇店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	令和6年1月31日から 令和7年1月30日まで
	リーフリゾートかり ゆし	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役) 上間信作	令和6年2月2日から 令和7年2月1日まで

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
---	---